2024年1月19日 日本専門医機構理事会承認

日本専門医機構専門医制度に於ける専門医更新基準（眼科領域）

日本専門医機構認定眼科専門医（以下機構専門医）は、適切な教育を受け、標準的な医療を提供し、患者から信頼される医師と定義される。専門医制度では、機構専門医すべてが持つべき共通の能力と、各診療領域において備えるべき専門的診療能力を明確にし、両者を公正に評価することを本旨とする。

Ｉ． 日本専門医機構専門医制度に於ける専門医更新基準

機構専門医は、標準的で適切な診断および治療を継続的に提供するために、5年を原則として、専門医更新の申請を行う。機構専門医および日本眼科学会認定専門医（以下学会専門医）の更新基準は日本眼科学会が策定する。機構専門医の更新業務は日本眼科学会が行い、日本専門医機構はその検証と認定を行う。

機構専門医の更新では、診療に従事していることを示す勤務実態や診療実績の証明、知識、技能、態度が適格であることを証明することが求められる。そこで、機構専門医の更新は日本眼科学会専門医制度規則に則り、以下の①勤務実態の自己申告、②診療実績の証明、③単位取得をもって行う。

なお、地域医療確保の観点から、地域で活躍している現場の医療に、過剰な負担のないように柔軟な機構専門医の更新を行う。

以下に更新基準に関する考え方について記載する。ただし、この基準については今後必要に応じて見直しする可能性がある。

① 勤務実態の自己申告（必須）

勤務実態を証明する自己申告書を提出すること。

なお、正しい申告が原則であり、申告が実態と一致しているか否かについて勤務実態を検証する場合がある。

勤務形態については、直近1年間の実態を記入すること（休止期間は除く）（様式1)。

② 診療実績の証明（必須）

機構専門医資格を更新するために、専門医としての診療実績、診療能力を証明しなければならない。

5年間に診療した症例の一定数について診療日時、病名、治療法、転帰、診療施設名、氏名（署名・捺印）などを記入して提出すること（様式2)。50症例（過去5年間の症例）提示すること。

③ 更新単位50単位（必須）

機構専門医資格更新に必要な単位の算定は以下に示すa)~d）の4項目の合計で行い、これを資

格更新のための基準とする。4 項目について 5 年間で取得すべき単位数を示す。**合計 50 単位以上**の取得を原則とする。なお、5 年間に 1 回以上日本眼科学会総会に参加することを原則とする。

項　目	取得単位
a） 診療実績の証明（1 頁②に該当）	5 単位
b）共通講習	8 単位 （このうち必修講習 A：3 単位、必修講習 B：5 単位）（多様な地域における診療実績が認定された場合および学会専門医から更新の機構専門医は必修講習 B：5 単位免除）
c）眼科領域講習	最小 27 単位
d）学術業績・診療以外の活動実績	0～10 単位
合　計	50 単位以上

a)　診療実績の証明（5 単位）

診療実績の証明は症例一覧の提示で行う（1 頁②に該当）。その際提出した記録は 50 症例で 5 単位の更新単位として算定する。

b)　共通講習（8 単位：ただし、必修 8 項目をそれぞれ 1 単位ずつ含むこと）（多様な地域における診療実績が認定された場合および学会専門医から更新の機構専門医は必修講習A:3単位）

すべての基本領域の機構専門医が共通して受講する項目である。

共通講習は必修講習A：医療安全、感染対策、医療倫理、必修講習B：医療制度と法律、地域医療、医療福祉制度、医療経済（保険医療等）、両立支援、任意講習C：臨床研究・臨床試験、災害医療などに関する講習とする。

共通講習は、日本専門医機構が開催するもの、各領域学会または日本医師会および都道府県医師会（郡市区医師会含む）が開催するもの、基幹施設・連携施設である医療機関が開催するもの、日本専門医機構があらかじめ認定した省庁、各種公共団体およびそれに準じる団体が開催するものなどが想定される。

1回の講習は1時間以上とし、1時間の講習受講をもって1単位と算定する。必修講習A、必修講習Bの単位取得が5年間に各1単位ずつ必須となる。なお、多様な地域における診療実績が認定された場合および学会専門医から更新の機構専門医は、必修講習Bが免除され、共通講習の必須単位は必修講習Aの3単位となる。ただしこれは必修講習Bの受講を免除するものであり、「③更新単位50単位（必須）」に示す5年間で取得すべき合計単位（50単位以上）を軽減するものではない。また、学会専門医から更新の機構専門医は、すでに多様な地域における診療実績があるものと見なす。

e-learningについても受講を証明できるならば単位として認める。

日本眼科学会または関連する学会や団体が開催するものは、原則として眼科領域専門委員会が審査・認定を行う。都道府県医師会等が主催するものは、原則として日本医師会で審査・認定する。基幹施設・連携施設である医療機関が開催するものについては、原則として日本専門医機構で審査・認定を行う。

詳細については、日本専門医機構共通講習申請の手引きを参照すること。

営利団体が主催または共催するセミナー等は原則としてこれに含めない。

1 日で取得可能な単位数は、原則として 3 単位以内とする。共通講習の単位取得は、更新期間 5 年間のうち 1 項目ごとに 1 単位を限度とする。

多様な地域での診療実績は、医師の生涯教育の一環として、更新 1 期目（基本 5 年間）までは専門医としての資質を十分生かせる場での研鑽が望まれており、そのうちの最低 1 年間を医師が比較的少ない都道府県で勤務することにより、指導医とともに専攻医の教育に当たり、多様な地域における診療を通じて幅広い経験を積むことは、充実した生涯教育になるものと考えられる。ただし、ライフイベントや留学・サブスペシャルティ領域の修得および地域枠要件による制約等により、最初の 5 年間で多様な地域での勤務が困難な場合は、その旨を日本専門医機構に連絡のうえ、少なくとも 3 回目の更新時（おおむね 15 年間）までには、1 年間の多様な地域で勤務することにより自己研鑽を積むことが期待される。

多様な地域における診療実績が認定された場合は、必須単位となる共通講習のうち、必修講習 B が免除されるが、専攻医時代に連携プログラム、または、最低 1 年間を多様な地域で研修した者は、その旨を日本専門医機構に連絡することで、すでに多様な地域における診療実績があるものとみなす。

なお、眼科における多様な地域とは、当該医師の専門研修開始時に示された眼科の足下充足率が 0.8 以下の都道府県のことである。また、足下充足率が示されていない 2018 年度および 2019 年度に専門研修を開始した医師は、2016 年または 2018 年足下充足率を用いる。

眼科領域の特性を鑑み、上記の原則と異なる要件で認定を行う場合、日本眼科学会と日本専門医機構が協議したうえで、別途示すこととする。

c) 眼科領域講習（最小 27 単位）

専門医が最新の知識や技能を身につけるために必要な講習などへの参加を目的としている。講習は座学に限定されない。単位付与の対象にできる講習については眼科領域専門委員会で審議・認定し、明示した上で、受講者には受講修了証を発行する必要がある。講習会の状況に応じて眼科領域専門委員会の判断で適切な単位を付与する。一例として、1～2 名程度の講師によるほぼ 1 時間の講習受講を原則 0.5 単位として算定する。眼科領域専門委員会が機構専門医更新のための受講として適切であると認定した場合は、ワークショップ、シンポジウムなどの聴講も単位に含めることができる。

e-learning についても受講を証明できるならば単位として認めることができる。

最小 27 単位取得する必要がある。

営利団体が主催するセミナーなどは原則としてこれに含めない。

1 日で取得可能な単位数は、眼科領域専門委員会で定める。

d)　学術業績・診療以外の活動実績（0～10 単位）

・学会出席により 0.5 単位を付与する。学会出席に関しては更新期間 5 年間で最大 6 単位とする。単位が付与される学会は、眼科領域専門委員会で定める。

以下の内容については、個人申請を必要とする。

・眼科領域専門委員会が認定した生涯教育事業による学会発表の筆頭発表者は 0.5 単位、指導を含め最も貢献度の高い共同発表者（原則として第 2 発表者）は 0.5 単位を付与する。

・眼科領域専門委員会が認定した眼科領域に関わる学術的文献（原著、総説または症例報告）として価値のあるもの、あるいは学術指導的内容のあるもので、粗悪・捕食雑誌以外の学術誌に、査読を経て掲載発表された論文の筆頭著者は 1 単位、最も貢献度の高い共同著者（原則として第 2 発表者）は 0.5 単位を付与する。

・校医を 1 年以上務めた場合 1 単位（5 年間最大 2 単位）を付与する。

・日本眼科学会雑誌に掲載されている総説、一般論文の問題を解いて解答用紙に記入し、送付することにより 1 回 0.5 単位を付与する。

・地域・学校等で市民啓発目的の講演を行った場合、約 60 分で 0.5 単位を付与する。認定の是非は眼科領域専門委員会で決定する。

・専門医試験問題作成、試験委員・監督など眼科専門医試験に関する業務に携わった場合、1 年度につき 0.5 単位を付与する。

・日本眼科学会雑誌編集委員会委員および JJO 編集委員会委員（査読者含む）は 1 年度につき 0.5 単位を付与する。

・眼科領域専門委員会が認定した眼科領域に関わる学術的文献として価値のある、あるいは学術指導的内容のある書籍を執筆した場合、単独執筆・共同または分担執筆ともに 1 冊につき 0.5 単位（5 年間で最大 2 単位）を付与する。

Ⅱ．認定期間について

2027 年 10 月 1 日以降における専門医の認定期間は、原則として 4 月 1 日を開始とし、5 年後の 3 月 31 日までとする。なお、2027 年 9 月 30 日以前に認定開始の専門医は認定期間を 5 年から 5 年 6 か月に延長することで、次回更新時に 4 月 1 日開始として調整する。認定期間を延長した専門医が満たすべき更新基準は認定期間が 5 年間の専門医と同一とする。

Ⅲ．2022 年 10 月以前に学会専門医の認定を受けた方の移行措置

2022 年 10 月から準備期間を開始し、更新基準を満たすことで 5 年 6 か月後に機構専門医をめざす。5 年 6 か月の間に、機構専門医として前倒しの更新は行わない。

・2028 年 3 月以前更新者は学会専門医として更新する。

・2028 年 4 月以後更新者は原則機構専門医として更新する。

Ⅳ. 旧カリキュラムにより研修中もしくは研修予定の方の資格取扱い

旧カリキュラムにより専門研修を修了した者は学会専門医の認定を受けた後、機構専門医の更新の対象となる。2022 年 10 月以降は一定の期間、学会専門医と機構専門医が一部混在することになる。

＊学会専門医合格基準は眼科領域で定める。

Ⅴ. 機構専門医休止制度について

I.特定の理由（国内外の研究留学、国外勤務、妊娠、出産、育児、病気療養、介護、管理職、災害被災など）のために機構専門医の更新ができない場合、機構専門医を休止することができる。

I-1.機構専門医の活動や自己学習が完全にできない期間があり、更新が困難になると予想される場合。

専門医資格休止申請書（開始、終了期日、理由を記載）を提出し、眼科領域専門委員会と日本専門医機構専門医認定・更新部門委員会の審査と承認を経て機構専門医の休止が認められる。休止期間中は機構専門医の資格を休止という形で保有できるが、機構専門医を称することはできない。休止期間に上限はないが、1 年ごとに休止期間の延長申請を行い、上記委員会の承認を得ることになる。なお、公的機関で医師免許を元に専門的な業務に従事し、一時的に診療に従事できない場合、休止申請書を提出することで休止が認められる。

休止期間明けの資格更新においては、休止期間を除く前後 5 年で更新基準を満たす必要がある。休止期間明けの更新後は 5 年ごとに次の更新をすることになる。

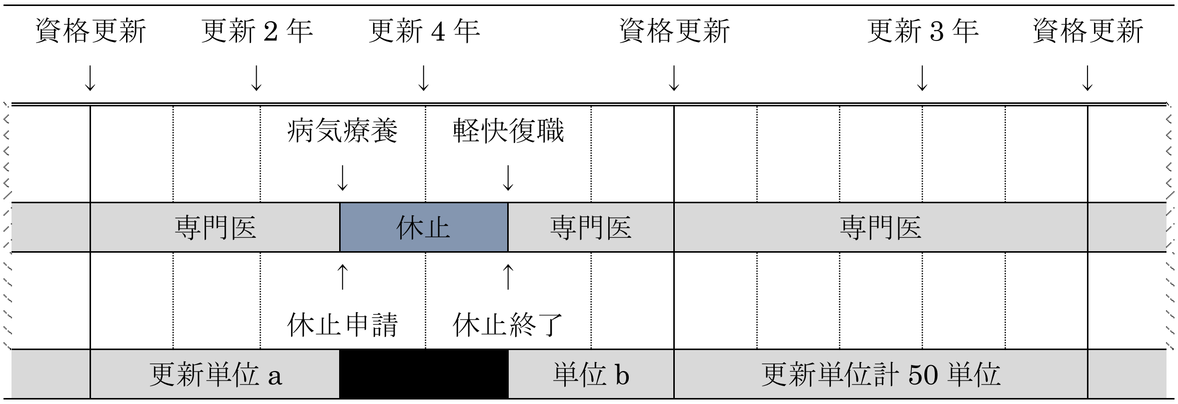

更新単位 a+b=50 単位

Ⅱ. 上記 I 以外の理由により規定の更新単位を満たせなかった場合。

I 以外の何らかの事情のため規定の更新単位を満たせず、機構専門医資格の更新ができなかった場合には、眼科領域専門委員会の審査を受けなければならない。審査において、正当な理由が

あると認められた場合は失効後１年以内に更新基準を満たすことで機構専門医資格を復活することができる（失効後から復活までの期間は機構専門医ではない)。

過去に学会あるいは機構専門医であったが、何らかの理由で資格を失効した場合、資格喪失の理由書を添えて資格回復の申請を行い、眼科領域専門委員会で認められた場合は５年後に更新基準を満たすことにより資格を回復できる（失効後から回復までの期間は機構専門医ではない)。

Ⅲ. 下記の場合は眼科領域専門委員会で審査し、機構の承認を得たうえで資格を停止、喪失、取消させることができる。

１．公序良俗に反する場合
２．正当な理由なく資格更新を行わなかった場合
３．専門医資格更新の申請または日本専門医機構専門医の申請に、虚偽または、重大な誤りがあった場合

・機構専門医資格の停止、喪失、取消となった者は専門医一覧から削除される。
・機構専門医資格の停止、喪失、取消となった者は日本専門医機構認定専門医認定証を速やかに返還しなければならない。

Ⅳ. 更新忘れへの対応

機構専門医の更新忘れによる資格喪失を防ぐことが原則である。
そのための対策として該当者に対し複数回の情報提供を必ず行う。

上記情報提供にもかかわらず、更新を忘れ、資格喪失後 1 年以内にそのことに気づいた場合は理由書を添えて更新申請を行うことができる。
原則として更新の事後申請は受け付けられないが、眼科領域専門委員会で十分な調査と審議を経て、正当な理由があると判断された場合のみ審査対象となる。
上記情報提供にもかかわらず、資格喪失後１年を経たものは資格を放棄したものとみなす。